就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件の一部を改正する告示案に関する関する意見募集の結果について

令和８年３月 16 日
こども家庭庁成育局保育政策課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件の一部を改正する告示案について、令和８年１月 15 日（木）から同年２月 20 日（金）まで御意見を募集したところ、計３件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容について整理し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。なお、意見募集の対象となる御意見に対する考え方のみお示ししております。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する考え方
１	極端な担当可能人数の削減だが、そもそも、保育士は足りているのか?現在求人情報を見ても、かつてない程の保育士募集がかかっている。保育士の代理を定める条文がある通り、どこも立て続けの急激な改正で、保育士不足に陥っているのではないのか?この状態で担当人数を規制すれば、通える園児の方が減ってしまうのではないか。まずは充分な補助金支出・法的支援を行い、改定に耐える数の保育士を育成するのが、先ではないのか。	御意見として承ります。
２	【意見の趣旨】 インクルーシブ保育の推進自体は否定しませんが、理学療法士等の専門職を導入する前に、「児童虐待の根絶」「保育士の適正な労働環境の確保」「不適切施設への厳	御意見として承ります。

	格な対処」という、保育の根幹をなす安全管理体制を構築することを最優先課題とすべきです。 【具体的な意見および理由】 １.専門職導入の前に「安全の土台」を構築すべき 　福岡県中間市の事例のように、重大事故や虐待が繰り返され、隠蔽体質が疑われる施設に、新たな専門職や予算を投入しても、その効果は期待できません。むしろ、組織の闇を深める結果になりかねません。専門職配置の補助金要件として、「過去〇年間に重大事故・虐待がないこと」「第三者評価を適切に受けていること」を必須条件とすべきです。 ２.監視カメラ設置と調査体制の義務化（虐待対策） 　多様な支援児を受け入れる（インクルーシブ）にあたっては、これまで以上に繊細なケアが必要となり、職員の負担も増大します。それに伴う虐待リスクを抑止するため、監視カメラの設置義務化は不可欠です。また、事案発生時に退職・休職した職員への強制力を持った調査体制が整備されない限り、専門職を導入しても「質の高い保育」は実現しません。 ３.保育士の待遇改善と働き方改革の先行 　専門職（理学療法士等）を外部から招く予算があるならば、それを今現場で疲弊している保育士の処遇改善（賃金引き上げ、配置基準の抜本的見直し）に充てるべきです。保育士が心身ともに余裕を持って働ける環境こそが、虐待を未然に防ぎ、インクルーシブな環境を支える真の基盤となります。 ４.認定プロセスの厳格化（態度の考慮） 　虐待等の調査において、映像証拠の有無だけでなく、本人の証言の不自然さや調査への不誠実な態度、保護者アンケートの結果を総合的に考慮し、不適切施設への補助金を即座に停止できる仕組みを、本改正の前提とすることを強く求めます。	
３	１.改正の内容においても「心理担当職員」との記載となっておりますが、他の職種が国家資格名で明示されていることとの整合性を踏まえ、心理職についても国家資格名称である「公認心理師」に変更を要望します。	１について 　本命令と同日公布の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令」

	２.業務内容として「個人及び集団心理療法」や「障害児の療育及び障害児に係る療育の指導」といった具体的な記載が加わった点は評価されます。しかしながら、これら二つの業務に限定するのではなく、(1) 発達的視点のある保育（アセスメントとそれに基づく個に応じた発達支援や集団 SST)、(2) 家族支援・保護者支援（個別の心理支援やペアプロなど)、(3) 生涯発達的視点をもった保小連携や就学指導・支援も含んだ記載にしていただきたいと希望します。 ３.認定こども園をはじめとする保育現場において、公認心理師は保育士や幼稚園教諭等の職員に対するアドバイザー的役割（コンサルテーションや巡回相談等）を担っております。このような専門職としての支援機能についても、制度上明確に記載していただきたいと希望します。 ４.不適切保育や保育施設における事故予防、また昨年 10 月の通達により強化された保育所職員による虐待通報体制等を踏まえると、こうした不適切な保育や虐待を未然に防止し、万が一事故等が生じた場合の再発防止を図るためには、職員および職員集団のメンタル面への支援が重要となります。公認心理師による職員へのカウンセリング、コンサルテーション、心理教育等の役割は極めて重要であり、その位置づけを明確にしていただきたいと願っています。	による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 33 条の改正により保育士とみなすことができる者として位置づけられた「心理担当職員」との均衡を踏まえ、同内容の「心理担当職員」としています。 ２から４までについて 御意見として承ります。